

修了の認定は、研修の全科目／項目を履修し、かつ、修了評価の結果が所定の水準を超えていると事業所の長が認めた者とする。

【認定基準】

第1段階 全科目（全時間数）出席の確認

カリキュラムにある全ての科目／項目（すべての時間数）を受講すること。但し、修了評価試験の時間数は除く。確認方法は、項目の授業前に受講生本人が出席簿の定められた箇所に氏名の記入を行う。その後、項目担当講師の確認及び署名をもって出席の確認とする。但し、定められた場所以外への記入、文字の判別ができない記入は避けること。また、筆跡が明らかに違うものなどは無効とし欠席扱いとなる可能性がある。出席簿は、愛知県知事への実績報告書類として提出する。また、やむを得ない理由により授業を欠席した場合、補講規定に基づき、補講を行うことがある。

第2段階 修了評価の実施

1) 実技評価の実施

「こころとからだのしくみと生活支援技術」の実技部分に関し、各チェック項目の実技評価を担当講師により授業内に行う。評価基準に達しない者は、後日指導し、再評価を基準に達するまで行う。この場合、再評価に係る経費は、一切発生しない。

2) 修了評価試験の実施

①対象者：実技評価及び第1段階の基準達成者

②試験形式：筆記試験

③試験時間：1時間

④問題形式：全50問 満点100点（選択五肢択一式50問×2点）

※試験問題及び解答用紙は、その都度回収する。

⑤修了評価基準：70点以上

⑥修了評価基準を達成した修了者に、修了証明書を発行する。

⑦修了評価基準に達しなかった者は、再試験を行う。

再試験に係る経費は、一切発生しない。

⑧試験中に不正が発覚した場合、即座に試験を中止し、修了認定を行わない。

3) 研修期限は研修開始より最長8か月で、これを超えての修了認定は行わない。